

令和 7 年第 1 回

森 町 議 会 会 議 録

6 月 第 2 回会議

令和7年第1回森町議会6月第2回会議会議録（第1日目）

令和7年6月19日（木）

開議 午前10時00分

休会 午前11時54分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 議案第 1号 令和7年度森町一般会計補正予算（第4号）

追加日程

- 1 老人福祉施設等運営に関する調査特別委員会の設置決議について

○出席議員（13名）

議長 14番 木村俊広君	副議長 1番 伊藤昇君
2番 河野文彦君	3番 高橋邦雄君
4番 河野淳君	5番 山田誠君
6番 野口周治君	7番 斉藤優香君
8番 千葉圭一君	9番 佐々木修君
10番 加藤進君	12番 東隆一君
13番 松田兼宗君	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	岡嶋康輔君
副 町 長	長瀬賢一君
会計管理者兼 出納室長	東谷美佐子君
監査委員	山下英一君
総務課長	濱野尚史君
総務課参事併 選挙管理委員会 書記長	石岡丈宜君
砂原支所長兼 地域振興課長	柴田正哲君

保健福祉子育て課長	宮	崎	弘	光	君
保健福祉 子育て課参事	萩	野	友	章	君
保健福祉 子育て課参事	葛	西	十	夢	君
国保病院 経営企画統括監兼 さくらの園・園長	柏	渕		茂	君

○出席事務局職員及び総務課職員

事務局 長	関		孝	憲	君
議事係 長 兼 庶務係 長	長	谷川	拓	哉	君
庶務係	木	村	友理	香	君
総務係	近	江	篤	市	君
総務係	山	内	梨	沙	君
財政係	三	澤	拓	海	君
行革DX推進係	佐	藤		晴	君
人事厚生係	三	春	このみ		君
人事厚生係	山	崎	友也		君

○会議に付した事件

- 1 議案第 1 号 令和7年度森町一般会計補正予算（第4号）
- 2 老人福祉施設等運営に関する調査特別委員会の設置決議について

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（木村俊広君） ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

令和7年第1回森町議会6月第2回会議は、通年議会のため12月31日まで休会中でありませんが、森町議会会議条例第4条第2項の規定により、6月第2回会議を再開します。

これから本日の会議を開きます。

開会に際し、傍聴者をはじめ皆様にお願ひがございます。議場における携帯電話の音は本会議の妨げとなります。マナーモードに設定するか電源を切っていただくようご協力願ひいます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村俊広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席10番、加藤進君、議席12番、東隆一君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（木村俊広君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

審議日数ですが、本日1日間を予定しておりますので、議事運営にご協力お願ひ申し上げます。

◎日程第3 議長諸般報告

○議長（木村俊広君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号

○議長（木村俊広君） 日程第4、議案第1号 令和7年度森町一般会計補正予算を議題とします。

この件に関し、町長から発言の申出がありました。これを許します。

○町長（岡嶋康輔君） おはようございます。担当課からの予算説明の前に、私から発言させていただきます。

今回予算を上程させていただきます社会福祉法人財政支援補助金につきまして、これまでの経緯及び予算の上程理由についてご説明させていただきます。社会福祉法人さわら福

社会におかれましては、令和6年11月21日及び令和7年4月21日に町へ財政支援の要望がなされました。社会福祉法人さわら福祉会からは、自力での運営ができないので、町の力でシャリテさわらを存続させてほしいとの意向が町側に伝えられており、町ではこれまで財政支援の妥当性を検討するための外部監査及び経営計画策定業務を発注し、森町にある2件の特別養護老人ホームの統合を見据えて検討を進めてまいりました。

町の方針といたしましては、基本軸として令和9年度に町内の特別養護老人ホームさくらの園とシャリテさわら及びシャリテの森の統合を進めていきたいと考えております。今後詳細な統合シミュレーションを作成していき、令和7年度末に統合に向けた計画方針を正式に打ち出していきたいと考えております。

特別養護老人ホームの役割は重要でございます。介護度が高く、様々な理由により自宅での生活が困難な高齢者に対し、安心して自分らしく生活できる環境を提供することは地域全体の福祉政策としてなくてはならないものであり、当町においても地域にある特別養護老人ホームサービスを過不足なく安定させることは現状重要な施策の一つと考えております。

経営難による突如の施設閉鎖は、入所者とそのご家族の生活環境に多大な影響を与え、現入所者におかれましては家族による介護が困難なことや独居であることから、100%の方が在宅での介護が困難であり、地域社会全体への影響も計り知れません。さらには、介護職の担い手不足が深刻化している中での施設閉鎖は、貴重な介護人材の流出を生む可能性があります。そのことは、町の介護サービス全体にとって大きな損失です。これらの影響を回避するためにも第10期介護保険事業計画改定年次である令和9年度までの間、特別養護老人ホームさくらの園とシャリテさわら及びシャリテの森との統合を目的とする当該法人への財政支援を実施し、シャリテさわら、シャリテの森の経営を安定させることで統合調整期間を経た両施設の入所者の実情にのっとった建設的な統合が可能となると考えております。

特別養護老人ホームの統合に向けて、社会福祉法人さわら福祉会への財政支援につきましては、議会議員の皆様方からご理解とご協力を賜りながら行政運営に努めてまいり所存でございますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

私からは以上です。

○議長（木村俊広君）　続きまして、本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君）　議案第1号についてご説明申し上げます。

本案は、令和7年度森町一般会計補正予算の第4回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,800万円を追加し、歳入歳出それぞれ153億3,189万3,000円にしようとするものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお開き願います。歳入ですが、款19繰入金は、社会福祉法人の財政支援補助金の補正財源として計上するものです。

次に、6ページの歳出についてご説明申し上げます。款3民生費の6,800万円は、社会

福祉法人さわら福祉会に対する財政支援補助金を計上するものです。

提案理由であります。当該法人からの財政支援における要望を受け、その妥当性を検証するため外部監査及び経営計画策定業務を行い、監査結果を踏まえ、今後さくらの園との統合に向けて介護難民を出さないためにも当該法人経営の継続が必要不可欠となることから財政支援を行うものでございます。

予算額についてですが、当該法人より提出された各月の資金収支見込額一覧を基に各月において資金がショートする前に財政支援を行った場合、6月から翌年3月までの各月の支援額の合計が6,510万円となり、これに施設修繕など突発的に発生する経費を290万円見込んで6,800万円を計上するものです。

なお、財政支援補助金については四半期ごとに資金収支を精査し、支出する予定で考えております。資料ナンバー1を提出しておりますので、ご参照願います。

また、令和7年6月18日に開催された社会福祉法人さわら福祉会の令和7年度第1回定時評議員会及び令和7年度第3回理事会において社会福祉法人さわら福祉会特別養護老人ホームの経営統合に向けた確認書の提出について審議され、全会一致で承認、同日付で森町に提出されましたので、確認書の写しを追加資料として併せてご参照願います。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。

○4番（河野　淳君）　歳入の部分についてお尋ねします。

今回補助金の部分の財源として財政調整基金のほうを充当されていると思うのですが、今後例えば特別交付税の特殊財政需要ですとか過疎債のソフトなど、何かしらの財源を求めるような動きというのは検討されているのでしょうか。

○総務課長（濱野尚史君）　お答えいたします。

まず、特別交付税につきましては、特殊財政需要の部分で計上できるものがあれば、都度やっていきたいというふうに考えております。

次に、過疎対策事業債のソフトの部分ですけれども、既に当初予算の段階で森町に割り当てられている配分額については、もう当初予算の分で全部計上しておりますので、過疎債については今後起債の協議をするのは難しいのかなというふうに考えております。

以上です。

○6番（野口周治君）　お尋ねします。

今日の提案事項と、それから追加で今日提出された資料の位置づけ、理解の仕方について確かめたいので、尋ねます。

まず、提案事項は補助金を6,800万円支給することとしたい、これが提案事項であって、そのための事情として今後の経営統合のためにと、こうなっているものと私は理解をしています。この統合そのものがここで決まるのではなくて、意図はそういうことだよという理解をしながら議論をする。最終的に経営統合するのか、しないのか、あるいは経営統合したときの経営体がどういう形がいいのか、どういう事業内容にするのかがいいのかという

のはこれから、今後の話であって、それはそのまま今日の議題ではなかろうと考えるものですが、それでよいかどうか。

あわせて、その文脈で今日提出されたさわら福祉会からの確認書、確約書、昨日付ですから、昨日決議されて多分届けられたのだと理解するのですが、ここには今私が触れたような今後にわたる非常に具体的な事柄が書かれている。それでこの点を尋ねたく本当はなかったのですけれども、ここに挙げられている例えば令和9年度を目途に特別養護老人ホームの経営資源統合をするまでの間であることについてというのが第3項に、確約書にあります。これはさわら福祉会がそう思っている。いずれにしても、今後町がやろうとすることの中で全権を町に委ねるという気持ちを示したものであって、この方針が例えば具体的に確定し、共有されているものではない。町とさわら福祉会の間でと理解するのですが、それでよいかどうか、お願いします。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

まず、1点目の部分です。提案事項の部分ですが、こちらの部分につきましては議員おっしゃるとおり、本日は補助金として6,800万計上しており、今後の動向につきましても最終的にどういう形態にするかという部分に関しては、これから決定していくものでございます。

2点目の部分です。確約書の関係です。こちらにつきましては、昨日さわら福祉会より提出されたものでありますが、実際にここの部分に関してはさわら福祉会の部分で、これまで議会全員協議会で要望書等いろいろ出されたものを議会議員の皆様にご提示いたしましたけれども、その書類等に具体的に統合等の言葉がなかったので、そちらの部分に関してさわら福祉会のほうに町のほうからこういうことで意見が出されているということをお伝えしております。そういった中で、昨日行われた理事会等で、さわら福祉会のほうでそういう部分もいろいろ意見をいただいているということで、こちらのほうの確約書を提出されたというふうに考えております。

以上です。

○13番（松田兼宗君） まず、森町社会福祉法人の助成に関する条例というのがあるのですが、これについては当然社会福祉法人、森町においてはシャリテの森、さわら福祉会、それと社会福祉協議会、それと青雲の森があるのですが、当然この3者、社協に関しては既に補助金を出していますから、それはこれに基づいて出している形になっているとは思いますが、青雲の森に関しても同様に扱うという考えでよろしいのかどうか。

そして、6月12日の一般質問において町長答弁で、町直営下で町が100%出資する地方独立行政法人という言葉が、地方独立行政法人しかないのだという言い方を言っているわけですが。この言葉というのは、初めてその当日言った言葉なのです。事前に今までの全協において、それについては一言も触れていない。そこで、これについての説明をお願いしたいと思います。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） 1点目について、私のほうからお答えいたします。

条例の中にうたわれているのですけれども、第2条に町長は必要があると認めるときは社会福祉法人に対し、予算の範囲内において助成を行うことができるというふうにうたわれてございます。今回もそうなのですけれども、この社会福祉法人の助成に関しては都度必要があるかどうか、その辺を見極めながら補助金を支出するかどうかについて決めていきたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） 2番目についてお答えいたします。

今、議員の地方独立行政法人も含めたということでございますけれども、ここにつきましては一般的な部分で、要するに町立施設と地方独立行政法人も含めたという形で例を出させてもらっています。ですから、我々と今お話しした部分と議員のおっしゃった部分につきましては、ちょっと食い違いがございますけれども、一般的な意味でちょっとこちらのほうで安定した雇用条件という形で要するにそういう形があるということで話をさせていただきます。

以上です。

○13番（松田兼宗君） まず、最初の件なのですが、これは当然この条例に基づいた形で要請があった場合に対象とするのだというふうな理解でいいのですか。

それと、もう一点、2つ目の地方独立行政法人についてなのですが、地方独立行政法人って一体何なのですか。その説明を一切受けたときがない。その説明がない中で、町長答弁の中でそれしか選択肢がないとまで言っているのですよ、答弁で。一切そういう説明を受けていない。その中身の話で、どういうものなのですかということを一切聞いたときがないのです。それを説明をしてくださいと言っています。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） 1点目についてお答えいたします。

先ほどのちょっと繰り返しになるかもしれませんが、都度必要性を確認して支出すると。要請があったら必ず出すというものではございませんので、その辺よろしく願いいたします。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） 一応、地方独立行政法人とはということでございますけれども、ちょっと今これ一般的な部分についてお答えさせていただきますけれども、地方独立行政法人制度とは公共上の見地から地域において確実に実施される必要がある事務事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要のないものの、民間の主体に委ねては確実な実施を確保できない事務事業を地方独立行政法人に担わせることにより住民の生活の安定、地域社会及び地域経済の発展に資することを目的とする制度でございますということで定義されてございます。

それで、我々は先ほど言ったように、ここにつきましては比較的安定した雇用を提供する際に地方独立行政法人と町立ということで、安定した雇用をする場合にはそういう制度というか、町立施設と要するに行政法人という形で運営されているほうが雇用はしやすいということで一般例として出させてもらっておりますので、ご理解いただければと思います。

す。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 最初の質問なのですが、要するに森町においては3つの社会福祉法人があるのですよね。その1つがシャリテ、最初に言ったようになるのですが、要するに聞きたいのは青雲の森、社会福祉法人である青雲の森からの要請があったら、それに応じるのか。出す、出さないかは別です。それと、当然その対象に、この条例の対象になるのだということをはっきり聞きたいだけです。

それと、もう一点、地方独立行政法人についてなのですが、12日の町長答弁でこの選択肢しかないのだということを言っているのです。ということは、統合の中身としてはこれを地方独立行政法人にするのだというような答弁をしているわけです。ということは、そういう方向に向かうという理解でいいのですねとしか理解できないのだけれども、その辺いかがなのでしょう。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） 1点目についてお答えいたします。

対象になるか、ならないかで申し上げますと、もちろん対象になります。

以上でございます。

○町長（岡嶋康輔君） 私からも答弁させていただきます。

松田議員お話の先日の一般質問での私の答弁の中に、地方独立行政法人での運営という発言をさせていただきました。先日の一般質問の答弁の中身というところでありますけれども、その前段でというか、今後統合を見据えたときに運営形態として社会福祉法人での再度の運営構築というところは目指すのかどうか、そういったご質問がございました。そういった中で、こちらは私、明言させていただきましたけれども、まずは直営でのそういった方針を考えているというふうな答弁をさせていただきました。地方独立行政法人に関しましては、細かな検討等はここでお話はしませんけれども、地方が100%出資しなければならない条件、そしてまた町の監査を受ける対象になる。そういったことから限りなく直営に近い要素で運営できる、そういった運営形態の一つであると私たちは捉えております。

そしてまた、メリットの一つとしては、そういった町の監査を受ける対象でありながらも民間の企業体系を採用できるですとか、民間のスキームを活用した行政の100%出資の運営形態ということが可能になりますので、様々なメリットを今後構築する上では直営なのか、独立行政法人なのかというところは選択の視野に私は入れるべきだと思い、発言させていただきました。

先ほども同僚議員のほうから、今回の議論の論点というか、質疑の中においては今後の統合の在り方等々はこれから検討されることであるということもお話しさせていただきましたので、詳細に関しましてはまた今後の議論の中で詳しくお伝えしていければよいのかなというふうに捉えております。

以上です。

○6番（野口周治君） 今、論点が重なりそうな質問と答弁があったので、その点について尋ねます。

今後の経営形態、今日の議題でないことということは前提に発言をしますけれども、例えば町が直営で今の特養というスタイルの施設を2つを1つにではなくて、そういうものを町がやるのかどうかというところは、それ自体よく考える必要があるのではないかと思います。例えば今世の中でどういうふうにこういう老人福祉の分野が流れているかというと、大規模多床型ではなくて、例えばユニット制を導入した、費用はちょっとかかるのですけれども、ものに移行して、ただ最終的な行き場がないというのはまずいので、ちゃんとそれはそれで維持するように例えば動いている。これは、福祉計画の中の介護計画の中でよく検討すべき事項ですが、そういういろんな流れがある。

それから、例えばこれは後でまた議論するかもしれませんが、いろんな加算制度が設けられて、これは国の政策に沿って、ある方向に誘導しようとして加算制度がつくられています。それをどれぐらい取り込めるのかということもあります。これは、投資あるいは人の採用に関わってどういう運用をするかと密接に関わる。

申し上げたいのは、そういうもろもろある中で、これを町が自分たちでコントロールできるかどうかという問題が根本的にはあるはずだということなのです。つまり、こういう動いている法制度、動いている社会、ニーズも変わっていく。例えば人口構成が変わっていく。そういう中で、どういう形がいいのかをよく知っている人が、そのとき、そのときに専門家が運営しない限り、時代遅れのことをやらかしてしまう。あるいは、今までやったとおりのことをただ続けようとしてしまう。慣性力でしか仕事ができないことになってしまう。それは、非常にまずいと思うのです。そういうことも含めてよく考える必要があるのではないかと。

先ほど選択肢の一つというふうに答弁されたので、そこに重なっている。私の思っているイメージと重なっているかどうかを聞きたくてこれをお尋ねしました。具体的にどれが、どの案がいいとか悪いとか、そういうことを言いたいのではないのです。広く考えるのですよねと、その点だけです。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、今この介護施設、介護サービスに関しましては非常に多くの事例、そしてまた地域特性等々を考慮した本当にいろんなサービスが生まれております。

そしてまた、加算のお話も今いただきました。この加算に関しては、当町においてはやはり一番は介護と医療の連携における加算構築、こういったところが現段階では非常にメリットがあるのかなと考えております。様々な運営形態で、全国には本当にいろんな事例がございますけれども、直営でというところの1つの要素としては入所者の皆さんの一般的に言われるQOLというところの向上を確保するためにはやはり医療と介護の連携、シームレスな例えば計画入院ですとか、そういったものを直に基幹病院とともに構築していく。言葉で聞くと、別にそんなもの、今できているものなのではないのかみたいな印象を

受けますが、これはやはり自治体と民間、そしてまた自治体同士の運営形態という違いがあれば、非常に大きく差が出るものであると考えております。そういった点も含めながら、様々な選択肢を選んでいければいいのかなと思います。

そしてまた、先ほど地方独立行政法人のお話も少し出ましたので、もう少しお話ししますと、直営で1回、一旦やりながらもその後様々な可能性を見いだすためには、内部的にやはり様々な調整が必要になります。直営ですと、やはり職員の処遇、民間、全然違います。こういった調整も独立行政法人の組織内運営をしながらの調整ということもある意味可能になるのかなと思っております。現時点においては想定での話ではありますけれども、本当に様々な課題がこれからありますし、解決しながら2年という期間で進めていかなければならない中、いろんな情報は把握しながら、しっかりと検討して進めていきたいと考えております。当然まずは、この介護サービスの中の特別養護老人ホームのサービス量というものをしっかりと維持するためには、町でコントロール下において運営していくのが現時点では一番であるのかなと考えております。

以上です。

○2番（河野文彦君） まず、一番最初に1点お伺いします。

今のシャリテさわらの運営形態、私、以前に町長だったかな。発言の中で公設民営というようなお話が、キーワードが出てきていたかと思うのですが、これは担当課でいいです、答えていただけるのは。今実際シャリテの形態としては、公設民営なのか、民設民営なのか。公営ということはないでしょうから、その2つのうちのどちらかかと思うのですが、まずそこを1点お願いします。

それと、次に聞きたいことは、もしよろしければ町長から話いただけたらと思うのですが、先ほど町長のお話の中に今回の支援は貴重な介護人材の流出を防ぐためだというようなお話があったと思うのですが、世の中、今はどこでも人材不足で大変です、介護だけに限らず。そういう状況の中で、私はシャリテさんからの要望書も見ました。今回の要望の中で、不安が蔓延して退職者が連鎖するから人員削減はできない。言ってみれば、もう何も改善できないということですね、人員の部分では。特にこれ人件費に関わってくるのかなと思うのですが、改善して今後令和9年度に向けてどういう形になるかは分からないのですが、目指していくという中で、では今の状態を、介護人材流出を防ぐために、ちょっと厳しい言葉で言えば、今の状態で垂れ流しの状態で9年まで行くのか。あと、少なくとも9年までに多少なりとも改善を進めていく。そうになると、不安が連鎖し、人がいなくなってしまうという言葉が本当であれば、改善なんてできないと思うのです。その辺、どういうふうに考えているのかなというところ。

人材に関しては、はっきり言ってシャリテさん、私が調査した中では、よそより人件費高いです、はっきり言って。ほかの事業所さんもしろいろ調査させていただいたのですが、シャリテさんよりも安いというか、低い賃金でしっかり働いてくれているのです。それは、私が見るところ、それぞれの民間の施設の事業主さんが従業員の方々にしっかり

とやりがいを感じていただいて、また働く楽しさ、そういったものをしっかり提供して、給料が安くてもそこで働いてくれている。そういった努力をしないと、改善なんてできないと思うのです、この今の人の部分だけでも。流出を抑えるという点でも、人件費を抑制するという点でも、そういうのがまさに改善ということだと思うのですけれども、そう思う中で連鎖するから人員削減できないって、もうはつきりうたってしまっているのです。言ってしまうと、この部分だけ着目しても改善なんてできないというような内容の要望書が上がってきているのですけれども、その辺については町長、どのように受け止めますか。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時35分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） 答えたいします。

まず、1点目の運営形態の部分です。公設民営かどうかという部分ですけれども、こちらにつきましては実態としては民設民営という部分になりますけれども、これまで社会福祉法人さわら福祉会が設立されて、旧砂原町の主導でさわら福祉会によりシャリテさわらを設立した経緯もございますので、そういう部分も含めて一つの要素として公設民営ということでこれまでも説明しております。

以上です。

○町長（岡嶋康輔君） 答えたいします。

要望書の中身に関して、議員ご指摘の人件費等々に関わる改善等がなかなかできないという法人側の明言されている部分に関しましては、これは当然やはり町から補助金を入れていくという流れ、そしてまたこれから2年間にわたる我々の法人運営に関する介入の中ではしっかりと処遇の見直し、そしてまた職員に対するやりがい等々、今議員ご指摘の内容、その辺りはしっかりとこれは行っていかなければならないと考えております。

私も民間運営の方々からご意見もお聞かせいただいておりますし、またそういった企業努力というか、職員さんに対する具体的な経営者側からの意思の疎通ですとか、コミュニケーションですとか、そしてまた日々のみんなで頑張っていこうというような、そういった意思の疎通を図るような現場に私も一緒に立ち会わせていただいております。やはり本当にそういった企業努力がこれからますますこれまで以上に必要になるのかなと考えておりますので、その辺りはしっかりと我々も介入して推し進めていきたいと考えております。

以上です。

○2番（河野文彦君） シャリテさん、以前に私は求人広告を目にしたことあるのですけれども、公設民営型の公務員並みの給料というような形で募集広告が出ていました。町長

は見たことあるかどうか分からないけれども。あとは、貴重な人材をどう獲得していくかというのは、それぞれの方法だと思うのです。そういった好条件をうたって、言ってしまえば町内から、町内、管外もあるかもしれないけれども、いろんな施設から引き抜いたわけですね。ただ、非常に定着率が悪いという話は聞いています。それは、何が原因だったのかは、そこまでは踏み込んで私にも調べられないですけれども、そういった中でやっぱり改善するところってたくさんあると思うのです。今、町長がいろいろお話ししていただきましたけれども、そういったところをやっぱり煮詰めていかないと堂々めぐりだと思うのです、この今の人材だけの話にしても。だから、町長が今回の資金援助の目的の一つとして、多分さっきの説明の中でキーワードが出てきたので、この人材流出を防ぐための補助金という部分も多分町長の中では大きいわけですね。ですから、さっきそういう言葉が出てきたのだと思うのです。なので、その辺は今後どういう形になるかは分からないですけれども、しっかりやっていってほしいなと。

あと、もう一つ、先ほど運営形態の話で、実態は民設民営ですと。ただ、設立当初の経緯を考えると公設とも言えるというふうなお話だったのかなというふうに私は捉えました。当初は、旧砂原時代の話ですから、そのときの砂原地区のどういった状況だったかまでは、私もその時代関わっていないので、当時の議事録だとか文献でしか読み解くことはできないですけれども、基本はやっぱり民設民営だと思うのです。公設か民設かって2つで分けたら民設ですよ。大きなくくりでいったら、本当に民間企業です。そういった中で、やっぱり町民の声、私もその声に感銘しますけれども、なぜ一民間企業にこれだけ優遇するのかという声が非常に多いです。町長にも、かなり耳に入っていると思います。そんな声なんて聞いたことないという話にはならないと思いますけれども、そこをまたこれ町長にお話し聞かせていただけたらと思うのです。

やっぱり介護というのは大事なことです。高齢者福祉です。ただ、高齢者福祉などを行っている同業の方々というのは民間で町内にも、先ほど同僚議員からもありましたけれども、多々ある中で、なぜ今回このような、今回だけなのかな。先ほど同僚議員から、具体的に言ってしまえば青雲さんなんかの話も出ていましたけれども、ちょっと話戻るのですけれども、なぜ民間企業をこれだけ優遇するのか。その社会的意義が大きいとか、公益的な事業だというようなお話をされます。民間企業に、意義なんてみんな一緒なのです。やっぱり社会に認められて民間企業として商売させていただいているから存続できているのです。存続できているということは、社会に必要なのです。町長のお話を聞いていると、福祉施設は世の中のためだけれども、ほかの民間企業は勝手にやれよと、そういうふうに聞こえてしまうのです。その辺、町民もそう思っている、感じている方が物すごく多いのです。ですから、町長、この場ででもそういう不安、不信を払拭する発言をしておかないと、後々この問題というのは尾を引いていくと思うのです。もし今日通ったら、何回かに分けて支援していく。また、令和9年までは今の形で、今の役員で、今の経営形態で続けていくということですから、3年間この形で補助金を出すことになるわけですね。これ

今町長がしっかりとそういうロジックを皆さんが納得していただけるお話をしておかないと、不安、不信がどんどん、どんどん大きくなっていくと思います。町長のお考えをお願いいたします。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時43分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員お話のとおりといいますか、やはり本当に様々な民間の方々からのご意見、お話は本当にそれぞれの議員の皆さんはいただいているのかなって思います。当然私もいろんなお話を聞かせていただいております。

一般質問の答弁でもお話しさせていただいておりますけれども、基本的にとにかく、議員は今、民間企業は勝手にやれと。そういった福祉施設は大事だと。そういった考えはございません。当然社会に対する経済的な面、そしてまた保健福祉行政に関わる面、様々な観点がございますけれども、決定的に行政が特別養護老人ホームを運営している社会福祉法人に対し、ほかの企業と区別して対応しなければならない、そういった理由がございます。私ども行政は介護保険、保険者という立場がございます。この立場、法律をここでずらずら、ずらずらお話しするつもりはございませんけれども、基本的には先ほど最初の私からの冒頭答弁、説明でもお話しさせていただきました。この町内にある介護サービスを過不足なく安定させなければなりません。そういった責任が保険者の行政、我々にはございます。

そういった中で、本当に今まで全員協議会の中でも本当に見直すところはないのか、まだまだ努力できるところは法人側にはないのか、本当にいろんなご意見はいただきました。私どもも本当にこのシャリテさん、さわら福祉会の経営難に関しましては、もうここ数か月ぼつと出た話ではございません。コロナが終了して、コロナ禍が一段落した頃、その前辺りからもう既に経営難、方向性としてはどんどん、どんどん厳しくなっていく可能性がある。いつかの時点では、本当に町の福祉行政、介護サービスの在り方として全体を見直していただかなければならない、そういった状況も来るというお話は先方からいただいております。

本当にいろいろな調整を経て本日の上程に至っておりますけれども、決定的な違いとしては介護サービスを担う特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人、この介護サービスを維持していかなければならない。そういった観点から、私どもは支援をしていかなければならない、そういった決定的な法的な根拠がございます。実際問題、財政破綻をされた場合、本当に私たちも様々な、これから何を準備しなければならないのか、様々シミュレ

ーションも行っております。想像を絶する、本当に何が起きるか、到底予測はできないような状況ではありますが、総合的に最後はどういった社会コストを見だし、提案させていただいて、それを議決いただくか、その1点に尽きると思います。そういった面では、今後今回のこの予算案が可決された後、まだまだお示ししていかなければならない、そういった方向性や情報も当然あると思います。その点に関しましてもしっかりと情報を皆様に、議会議員の皆様、そしてまた町民の皆様にお伝えし、ご判断をいただき、ご意見をいただきながらしっかりと前に進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

○2番（河野文彦君） これで3回目なので、今の町長のお話にまた質問していったら回数がなくなってしまうので、ちょっと別なところに行きたいのですが、5月21日に行われた全協の資料の中で、収支見込み一覧表という形で、これは町側が作成した資料だと思います。これは、シャリテさん側からこの月この日に幾ら支援、来月は幾らというようなシャリテさん側からではなくて、これは町で作ったものですね。それを見ていて私は思ったのですが、まずこの1回目の支援、6月27日に予定しているのですね。この収支を見ていくと、6月27日に900万円、これは賞与に充てるものという説明を聞いているのですが、6月27日、この支援がなくても残高は間に合っているのですね。なぜこの間に合っている月に支援をするのか。まさか、どうせ出すのだから、出してしまっただろうなんて陳腐な考えの下に行っていることは絶対ないと思うのですが、なぜ6月27日に、この町からの支援がなくても資金はショートしないのに、この日に支援するのか、それを聞かせていただきたい。

そして、翌月以降も、例えば隣の月の7月25日を見ますと230万円、これは給与の部分で支援という形ですが、その数日後、28日、3日後には介護費の国保連からの収入で十分収支バランスは取れるのです。ですから、この何日間は確かにショートするかもしれないです。ただ、自らの努力をすれば、決してカバーできない金額ではないと思うのです、シャリテさんが。そう考えて、ずっとややしばらく見ていくと、数か月間はまだ支援しなくてもショートしないのではないかと私は分析したのです。なので、その辺の見解を。

大きく2つです。なぜ資金ショートしない6月27日に支援するのか。あと、もう少しシャリテさん側が自己努力してもらえれば、まだ数か月の猶予はあるのではないかと私は分析したのですが、その分析に対してどのようなお考えか、お願いします。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

今の6月の資金ショートのお考えですが、うちのほうで作成した資料、そして詳細の部分に関してはシャリテさわらのほうから提出されておりますので、そちらのほうを総合して資料を作成しておりますが、実際に6月27日に資金はショートしないということではなくて、これはうちのほうで、町のほうで財政支援をした後に小計等を出していますので、そちらの部分でショートしないふうに表としては表示されております。ですので、この時点、6月27日の時点で資金を投入しないと資金ショートするという考えでございます。

す。

2点目です。ここ数か月間シャリテさわらさんのほうで努力していけば、実際にショートしないのではないかという部分の考え方ですけれども、確かに月末のほうで国保連から入る介護報酬等もございますので、そちらの部分に関してもいろいろ調整等をお願いはしておりますが、実際にキャッシュフロー等を確認したところ、町のほうでは資金ショートするというふうに判断しましたので、こういう形で財政支援を行いたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（河野文彦君） すみません。今の6月27日の件、ごめんなさい。順番逆なのですが、その数か月間もつのではないかという部分は、それぞれの考え方ですから、私は自助努力があれば耐えられるのではないかと、まだ数か月は。でも、今のお話だと努力なんてしないので、耐えられませんというふうに私は捉えました。そこは考え方なのでいいのですけれども、この6月27日の件に関しては、今の答弁だとまだ理解できません。なぜ27日に900万円入れないと、同じ日に、時間のタイミングは分かりませんが、1,393万円の収入があって、1,400万の残高でこの日を終われるというようなシミュレーションなのですけれども、もし900万がなくても、ここから900万引けば596万円の残高でこの日は乗り越えられるわけですね。あとはタイミングかもしれません。これボーナスの支出らしいのですが、もし午後3時に国保連からの入金だったら、もう振り込み間に合わないかもしれないけれども、それぐらい従業員の方にも理解していただいて、最悪現金で配ることだってできるわけです。私は、このボーナスのために支援というのがそもそもどうかとは思いますが、なぜこの日、残高が間に合う日に支援なのか、改めてお願いします。先ほどの説明だと僕は理解できません。ですから、もうちょっと分かりやすくお願いします。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時55分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

6月の資金ショートの考え方の部分です。先ほど私のほうで6月27日に資金ショートするという部分で、実際にこれは要望書が出た段階でシミュレーションをかけた部分の金額ですので、確かに国保連の部分も同日に入ってきますので、数字の計算上は確かに赤字にならない。要はマイナスにならないという計算になります。しかしながら、この部分で同日で、先ほど河野議員がおっしゃるとおり振り込みする時間とか、そういう部分もございまして、職員のほうに手当のほうですか、支給するにしても、先ほど手渡しでいいのでは

ないかとかという話もございましたけれども、ここの部分に関してはシャリテさわらさんのほうに実際に予算等が審議されるのが本日になりますので、ここの部分に関しては6月27日に財政支援が難しいということは事前にお伝えしております。ですので、シャリテさわらさんのほうでは、ここの部分に関しては実際に支給日をずらしてくるというふうに考えております。しかしながら、7月以降、こちらの部分に関しても実際に毎月ショートする時期がございますので、そういう部分も加味した上で財政支援が必要だというふうに考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 11時5分まで暫時休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時05分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○7番（斉藤優香君） 町は、資金援助に関しまして330万かけて調査をして報告書が出されました。その結果、町は何を読み取り、分析されたのか。その結果が今回の財政支援に至ったのかというところなのではございますけれども、町としてのその分析結果みたいなものを私は何か示されていないような気がします。コンサルからの結果はいただきましたけれども、町はそれからそのコンサルの結果を、総括を見て、ではどうしていくべきかということを何ら議論されていないのではないかと思いますので、そこをお願いします。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

外部監査の部分の報告書の話だと思うのですが、こちらの部分に関しては確かに最後のほうに総括のまとめが書かれていますが、町といたしましてもこれまでもその報告書についていろいろな部分で分析等をしておりますし、統合に向けて進めるという部分に関してもそういう部分の一つだと考えておりますので、分析結果が詳細にどういうふうに判断したかという部分に関してもこれまでも議会全員協議会でもご説明しておりますけれども、実際に基本軸として統合ということで進めていきたいと。ただ、その一方でさわら福祉会が所有するシャリテさわらが財政支援が必要だということなので、そちらのほうに財政支援をしていくということで分析をしております。

以上です。

○7番（斉藤優香君） これまで全協を行ってきた中で、シャリテ側からの要望書というのを提出されて、その中で議論されてきたと思うのです。こういう要望書が上がりましたので、町に支援してくださいという形だったと思うのですが、その調査した報告書の中には、こういう改善をしたほうがいいのかということが多々載っていたと思うのです。

今回、これまで3か月ぐらいあるのですけれども、先ほどの議員もおっしゃったように何の改善のないままこの支援策、支援、だからお金ありきというか、結局何も改善しないまま受け取る。そして、そのまま2年間継続していくという形になるのかというところをお願いします。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

今ご質問あったように、何も改善しないのかということにつきましては、そういうことではなくて、実際に改善しなければいけない部分というのは先ほども申し上げたとおり報告書等に記載されておりますので、そういう部分に関してはこれから取り交わす予定であります施設統合に向けた確認書において、そういう部分の改善点も含めた上でシャリテさわらと協議していきたいと思っています。

以上です。

○7番（斉藤優香君） 今、今回は6,800万という支援になりますけれども、ではこれからはそういうことも踏まえてその同じ額、同じような形態で支援していくということはないかもしれないということもあるということですか。協議していつていると思うのです、この間もずっと町側は。だけれども、何も変わらない。改善計画も出せない。改善もしない。そういう中で、これから先進んでいく何か策はあるのか、町側に。ないままだと、財政の支援が膨らんでいく可能性もあるということですか。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

今の部分ですけれども、実際に先ほどの答弁ともかぶりますけれども、何も改善をしないということで考えてはございません。実際に町とシャリテと協議した上で、改善点があるのであれば、そこは当然やらなければいけない部分だと思いますし、実際にもし今、今回は6,800万ですけれども、6月からの財政支援ですので、1年間を通したら実際にまだ膨らむ可能性はございます。あと、膨らむ要素としましては物価高騰等で膨らむ可能性もございますので、実際にその部分が高くなったとしても改善する部分で圧縮をかけて少しでも支援額を少なくしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○6番（野口周治君） お尋ねします。

提案の構えについての質問です。町内でいろんな方と話をしていると、いろんな声はもちろんあります。その中に、経営破綻なんかないよという声があるのです。私は、事業体である以上、損益がうまく回らなくて、お金がなければ支払いができない。そうになると、働く人が給料のないままで仕事をするなんて、そんなことがあるわけがない。それから、国や道だって経営を続けられるために何かしてくれるか。国や道が立っているところは、そういうところではなくて、監督はするけれども、あくまでも事業者としてやりなさい。最悪、保険者である町が何かできることをやりなさいよと。具体的には、今入居している人をどうするか、どこかに行ってもらうことを事業者がやりなさいというふうに言うのではないかと。それが破綻ということだし、実際に世の中を見ていると破綻している福祉法

人はあります。行き先がなくなった人をどうするかということで大騒ぎになっているところもある。私は、そのリスクが目の前にあるという理解で今回の提案があつて、つまり破綻させてはならない。破綻は実際にあり得るから、それを起こさないための措置だと、そういう理解でいるのですが、それでよろしいかどうか。非常に原始的な質問ですが、基本認識としてお尋ねをします。

それから、2つ目ですが、今回補助金として渡す立て付けになっています。これを貸せばいいのではないのという話もあります。あるいは、期間を限定してという話もあるのですが、貸し付けるとするのは、ごく普通に考えれば返済が前提です。今の損益の状況を見て、損益が償わない中で貸してくださいと言って貸してくれる人、普通は私はいないと思います。資産を担保にということを仮に考えるとすると、これは今度は役所が出てきて、この資産は個人で勝手に動かせるものではありません。担保だって勝手につけられるものではありませんと、こういうことが出てきてしまって身動きも取れない。実際に、すぐ貸してくれと言っても貸してくれないのではないかと。では、町が貸したらいいのではないかと。という話もあると。貸付けの話です。ですが、全く同じ理屈で、今日の前で損益が償わないという見通しがあるから補助金を出そうとしているわけで、貸し付けても回収できない。つまりそのときには、これの処分をしなければいけなくなる。あるいは、貸付金をどんどん膨らませて、最終的に処分をすることになってしまう。そういうことを避けようという割り切りで今回の補助金という選択肢を選んだのかなと。その考え方について、ごく基本的なところですが、教えてください。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時13分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） お答えいたします。

1点目の部分です。破綻させてはならないかというご質問だと思うのですが、実際に今回の財政支援の部分につきましては、実際に今議員がおっしゃるとおりシャリテさわらを破綻させてはならないという考えで財政支援等を行う理由でございます。

2点目です。補助金の取扱いの部分で、貸付けすればいいのではないかと。という部分につきましても実際に財務状況等もうちも確認しておりますし、シャリテさわらのほうからもお話は聞いております。そういう部分も含めて返済が難しいという部分もございますし、資産の部分に関しても実際に登記簿上は10億の資産ございますけれども、その大半が財産処分の縛りがかった資産になりますので、それを担保に貸付けをするとか、そういう部分が難しいというふうに考えておりますので、実際に町がもし貸したとしても回収はできないという野口議員の考えはそのとおりだと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ質疑を終わります。

討論を行います。

反対討論から受け付けたいと思います。反対討論の方。

○13番（松田兼宗君） それでは、このたびの補正予算に対して反対という立場で討論させていただきます。

まず第1に、この補正予算、さわら福祉会への6,800万という補助金という形の助成については、法人の経営基盤の強化と法人立て直しのための貸付金として助成すべきであると考えます。なぜなら、法人の経営を少なくとも30年間黒字経営の経験と経営能力のあるさわら福祉会に法人立て直しを金利ゼロ、担保なし、2年ないし2年から5年間の据え置き貸付金として助成すべきです。森町のさくらの園の運営者には、その能力があると考えられません。今年度で約9,000万、昨年度で8,000万円の一般会計の繰入れ、つまり本年度で9,000万円の赤字を前提としての運営しかできない親方森町、町民の税金を当てにしたものであるからです。ましてや、町の担当者の管理下で法人を運営していくなど、ますます経営を悪化させてしまいます。さわら福祉会の担当者に経営をお願いすべきです。それは、さわら福祉会の社会的、公的責任を果たすことにもなります。

そして、第2に、この補正予算はさわら福祉会とさくらの園の統合を前提としているにもかかわらず、どのような形で統合するかは青写真が示されていないからです。賛成も反対もあります。この補正予算に賛成することは、中身の分からない統合に賛成することになってしまいます。中身が分からないのに判は押せません。ましてや、森町社会福祉法人の助成に関する条例という条例があること、森直営で町が100%出資する地方独立行政法人の件の説明がなかったこと、さわら福祉会の現況報告書や財産目録、貸借対照表、統合を含めた各種計算書類など必要だと考えられる情報が提供されていません。このことは、不都合な情報を隠ぺいするという行政の姿をさらけ出しています。さらに、森町社会福祉法人の助成に関する条例に記載されている申請書などの必要書類をこの補正予算が議会の承認を得た後に提出を求めるというご都合主義の解釈をしていることです。通常、申請書などの書類を提出して、初めて審議、審査は始まるのではありませんか。役場の窓口で書類をもらってから申請書を出すということ、出すのですか。甚だ疑問であります。

以上、この補正予算の反対討論とします。

○議長（木村俊広君） 次に、賛成討論を受け付けたいと思います。

○3番（高橋邦雄君） 議案第1号 森町一般会計補正予算に賛成の立場から討論させていただきます。

さわら福祉会への財政支援補助金は、森町の高齢者福祉サービスの維持、充実を図るために不可欠な施策であると考えております。高齢者福祉サービスの根幹を担う社会福祉法

人が経済的に困難に直面した場合、その運営継続は高齢者やそのご家族、介護職員の皆様の暮らしを守るために必要不可欠であり、施設の安定運営確保は最優先事項と考えております。

この補助金は、令和9年度までの期間限定的な支援として位置づけられており、その間に町とさくら福祉会は統合を目指す計画となっております。さくらの園、シャリテさくら、シャリテの森の統合によって質の高いサービスを維持することができ、長期的な地域福祉向上につながるものと確信しております。この取組は、単なる一時的な支援ではなく、持続可能な地域包括ケアシステムの構築への重要な一步になるものと思っております。

さらに、この補正予算が否決された場合には、入所者は移動せざるを得なくなり、それによる精神的、身体的な負担や生活環境の変化は避けられません。また、介護職員の流出も懸念されており、人材不足になる、サービスの低下や町全体の介護サービスの提供基盤の維持困難にもつながりかねません。行政の役割の一つとして、町民が安心して暮らしを行える環境をつくるのが最大の施策であることは議員の皆様の共通の認識だと理解しております。高齢化が急速に進展する中で、町全体として一体的な高齢者福祉施策を推進するためにも大変重要であると確信しており、本補助金の予算執行に当たっては最大の効果が期待されるところであります。

本補正予算は、質の高い高齢者福祉サービスの維持、町民の平穩、無事な暮らしの確保につながるものと確信しております。経営資源統合に向けて早期に進めていくことが重要であり、経営改善をより向上させ、財政支援を行う町として施設に関わる管理をより厳粛に進め、専門的知識のある人材登用を行い、管理能力を向上させることを要望し、賛成討論いたします。

議員各位の賛成をお願いいたしまして、私の賛成討論いたします。

○議長（木村俊広君） 反対討論ありますか。

○7番（斉藤優香君） 令和7年度森町一般会計補正予算に反対の立場で討論いたします。

この町に特別養護老人ホームは必要であります。日頃から介護福祉に従事されている方々には、本当に大変感謝しております。しかしながら、このたびの社会福祉法人さくら福祉会に対する6,800万円の財政支援は将来の介護の在り方、計画、また改善策も行われないうままでは、その場しのぎのお金の支援策でしかありません。

さくらの園と経営資源統合すると言っておりますが、そもそもさくらの園は入居者1人当たりの事業収入がシャリテよりも低く、その事業収入に対する人件費は117.3%で100%を超えています。毎年1億円近い支援が必要で、本来であれば経営破綻している状態です。経営できていないところが破綻状態のシャリテと統合しても負担が増すだけです。全道に108か所の特別養護老人ホームがある中で、ほとんどが社会福祉法人で経営されています。そのうち、民間と町営があるのは森町を含め3か所です。町が経営するのではなく、民間にできることは民間に委ねるとするならば、まず330万円かけた報告書の提案に基づき、稼働率を上げるためにさくらの園の定員削減を行い、シャリテが常に満床になるようにする

など報告書の中で指摘されている経営改善を行い、さわら福祉会が万策尽きるまで努力をすることが大前提です。また、ほかに運営できる社会福祉法人を探すことも必要であると考えます。このままでは、町財政が逼迫するだけです。どうぞご賛同をよろしくお願いします。

○議長（木村俊広君） 賛成討論ありますか。

○5番（山田 誠君） 議案第1号森町一般会計補正予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

さわら福祉会は、令和7年6月下旬には資金ショートが見込まれている状況でございます。このまま支援策を講じなければ、経営の継続が困難となることは明白であり、これにより入所者やそのご家族、そして介護職員の皆様に多大な影響を与えることは言うまでもございません。特に高齢者介護の現場では、一度サービス提供体制が崩れますと、この回復には長い時間と多くのコストを要すると言われております。町は、地域の高齢者福祉を守るために緊急措置として補助金を支給し、経営基盤を安定させる必要を強く認識しております。本補助金は、令和9年までの経営資源統合のための間、一時的な支援として位置づけております。これは、さくらの園とシャリテさわら及びシャリテの森の経営資源統合を促進し、効率的な、かつ質の高い介護サービス提供体制を確立するためと認識しております。この統合によって高齢者一人一人に寄り添ったきめ細かなサービス提供を実現することができるものと思います。

また、この補助金は介護難民を出さないという町民の皆様からの寄せられた切ない願いにも応える内容であると思います。もしこの予算がなければ、さらに社会福祉の経営破綻により多くの入居者が他の施設へ移動せざるを得なくなるほか、町内で働く介護職員も町外等へ流出してしまうおそれがございます。その結果として、町全体の介護サービス水準が著しく低下し、高齢者やそのご家族からさらなる不安や不便、不満が生じることになるものと推測いたします。

行政は、安全、安心な暮らしと質の高い福祉サービスを維持する責務がございます。そのためには、一時的な財政支援によってでも事業継続とサービス維持を図る必要があると考えます。これこそが公平かつ持続可能な高齢者福祉実現へ最善策であると確信しております。本事業の予算執行に当たっては、最大の効果が期待されるところでございます。本補正予算は、質の高い高齢者福祉サービスの維持、町民の安全、安心な暮らしの確保につながるものと確信し、賛成討論といたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） 反対討論ありますか。

○2番（河野文彦君） 私は、反対の立場で討論させていただきます。

先ほど質疑の中でも申しましたが、この件については町民の中で大変不信感が広まっているのは事実だと私は分析しております。やはりその不信の中で、一民間企業に、ましてやシャリテさんだけになぜこれほどの優遇をするのかと。皆さん、商売をするのは大変で

す。みんな同じ条件で商売されています。なのに、なぜシャリテさんだけなのか、なぜ介護業界だけなのか、そういった不信感が大変広まっております。

なぜ不信に感じるか。やはりこれは町民に対しての説明が足りていないと思うのです。やはりその辺をもう少し時間を使って議員にも説明し、町民にも説明する機会を設けて、町民一致でこの施設を支えていこうという形になっていくのであれば、それはもちろんすべきです。町民の大多数がそういう意見であれば。まだそういった形も取れていない。そういった町民の意見も全く聞かれない。そういった中で、今のこのタイミングは早いのではないと思うところであります。

あと、先ほど私も申しましたが、この6月に支援しなくてもまだ破綻は回避できると私は分析しております。また、シャリテさん側が自ら努力するのであれば、まだ数か月は資金ショートはしないというふうに私は分析しました。そういった中で、今回この6月の支援を1度止めて、改めて数か月間シャリテさん側の自助努力をしていただいて、資金を工面していただいて、そしてその間に今後どうしていくかというのを私たちは改めて議論しなければならないのかというふうに思っております。

町長の説明の中でも、担当の説明の中でも、どういう形態にするかはこれからだとか、まだまだお示ししなければならないことがたくさんあるですとか、先ほど同僚議員からもありましたけれども、今後どうするかという話が全く置き去りになっていると私は思っております。今後どうするか、それは今同時にさくらの園のお話も出ますし、今回のシャリテさんの今の実態、これをこのまま続けていくということは町の財政に相当な負担になりますから、今後どうしていくか、財政にとって負担を少しでも下げていくという議論が必要だと思うのですけれども、その議論の時間をつくるためにもいま一度立ち止まって議論をして、皆さんでよい方向性を決めて、それからの支援でも私は十分間に合うと思っております。ですので、今回のこの6月会議での支援は1度立ち止まる。そういった意味でも反対の立場を取らせていただいて、皆さんの賛同をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 次に、賛成討論ありますか。

○6番（野口周治君） 私は、今日の提案に賛成の立場で討論を行います。

今日、議論の中で私は議題の範囲と考え方について尋ねました。議題は、今回1年間についての支援を予算として認めてほしいという提案でした。その前提となる、あるいはその先に来る具体的な今後の展開については提案の外であるが、これをしっかり考えていく時間をつくると、そういう提案だと理解をいたしました。今、今後のことが決まらないという考え方も質疑の中でも出てきましたが、今後を早く考えるためには取りあえず目の前に破綻が来るか来ないかという議論ではなくて、まずそこまではやろうと腹をくくった上で、どうやって介護難民を出さずにやっていけるかを考える、そういう意思決定が必要ではないかと考えるものです。

今後のサービスの在り方は今申し上げたとおり、どういう形のサービスをどのくらいの

量で誰がやるのか、これはまだ未定です。町の説明の中では、統合して町が大きく変わリながらというのが主軸にあるようですが、そのことは何ら決まったわけではありませんし、これについてはいろんな考え方があると思います。私も質疑の中で、これまで、そのときの言い方はここまではっきり言っていないませんが、事態がここに至った責任はもちろん経営者であって、今の形、今の経営陣でやっていく限り、同じ問題がまた起きる、続くのではないかという懸念もありますが、それを含めてこれからきちんと詰めていく。とにかく今は支援をすることが大事ということではないかと。

繰り返しますが、今後のサービスの在り方、主体の在り方、規模などについてはもっときちんと議論をすべき、あるいは外の力も借りてということであれば、そのことも含めて具体的な努力をするべき、机上の空論ではなくて、そういうことが必要だと思います。今日の答弁の中にもありましたが、私は町、町長が保険者としての責務をきちんと果たせるように議会がここはサポートすべき局面であると考えます。ぜひ提案に賛成をお願いいたします。

○議長（木村俊広君） 反対討論ありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） ほかに討論ございますか。

○４番（河野 淳君） ほかに討論が出尽くしたということで、私は議案第１号、森町一般会計補正予算に賛成の立場で討論いたします。

その理由としては、まず第１に社会福祉法人さわら福祉会の設立の成り立ちであります。当時、旧砂原町には養護老人ホームがなかったことから、高齢者福祉政策の一環として町主導で社会福祉法人の立ち上げ及び施設整備の資金支援や用地の提供を行った経緯からも公設民営のＤＢＯ方式と民設民営のＢＯＯ方式の中間的な手法を取った公設民営の意味合いの強い施設であり、重度の要介護者が公的施設である養護老人ホームを利用できるという公的責任と公益性を求められているものであります。

第２に、養護老人ホームは公的施設として高い介護サービス料を取ることができないという性質上、赤字経営になる施設が多いということです。北海道新聞の記事によりますと、自治体などの支援を受けていても全国で約６割の施設が赤字経営に苦しんでいるとあり、当該法人の経営努力の不足によるものとは一概に言えないものであります。

第３に、一番重要なことでありますが、仮に資金不足となり、事業停止に陥った場合、入所している要介護者全てを受け入れるだけの施設の空きは森町内にはなく、仮に移転できたとしても費用は少なくとも月額２万から３万円は高くなることは間違いないものであり、入所者及びその家族に大きな負担を強いることとなります。

以上のことから、人口ボリュームも最も多い団塊の世代が後期高齢者となっている現状を踏まえ、重度の要介護者となった方も安心して森町内で介護サービスを受けるためには、シャリテさわらが持続的に運営されることが当面は不可欠であり、施設の統廃合に時間を要することを鑑みますと、現状に対して補助金を出すことが最も適切であると考

えます。

議員皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長（木村俊広君） ほかに討論ありますか。

○８番（千葉圭一君） 私は、議案第１号について、賛成の立場から討論いたします。

第１に、社会福祉法人であり、特別養護老人ホームであるシャリテさわらに入所している高齢者46名のほとんどが森町民であり、特別養護老人ホームに入所されている高齢者の福祉の面でも、また社会福祉の面で考えてみても入所している高齢者だけの問題だけではなく、入所している高齢者のご家族にとっても環境が大きく変わる、変わってしまうことも考えられるわけです。福祉、社会福祉としての公益性を考えてみても今回の補助金の交付は妥当だと考えます。

第２に、補助金の期限も2027年度中にさくらの園との経営統合する方向でシャリテさわらとの口頭での約束でありましたが、今回確約書が提出されており、それまでの期限も明確になりました。

よって、私は議案第１号に賛成いたします。議員各位の賛成をよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） ほかに討論ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ、討論を終わります。

これから議案第１号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第１号は原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

よって、日程第４、議案第１号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前１１時４１分

再開 午前１１時４１分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎動議の提出

（「議長」の声あり）

○議長（木村俊広君） 山田議員。

○５番（山田 誠君） 動議を提出したいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（木村俊広君） ただいま山田誠君より動議が提出されました。これを支持する方、

賛成の方。

(「はい」の声あり)

○議長（木村俊広君） 賛成の方、多数おります。

それでは、動議の内容について、山田誠君、説明願います。

○5番（山田 誠君） それでは、提案の理由を申し上げます。

老人福祉施設等運営に関する調査特別委員会の設置決議について、提案趣旨をご説明いたします。本件については、シャリテさわらへの財政支援やさくらの園との統合などについて、昨年12月2日以降、全員協議会において5回にわたり協議、報告がなされてきましたが、今後もこの問題への関心の高さや町民の不安、事の重大さにも鑑みまして、この調査及び審査等について継続して慎重に行うべきであります。

また、町が関与する老人福祉施設等運営に関する諸条項について、森町議会として継続して調査、検討を行うことにより老人福祉施設等に対する議会の積極的かつ活動的な関与に資するため、地方自治法第109条及び森町議会委員会条例第5条の規定により特別委員会を設置すべきものと発議いたすものであります。

特別委員会の名称は老人福祉施設等運営に関する調査特別委員会、目的は老人福祉施設等運営について、諸事項を調査・検討するため、委員定数は議長を除く12名、活動期間は議決の日から調査終了を議決するまでとし、あわせて休会中も継続して調査を行うことができるようにするものいたします。

以上、老人福祉施設等運営に関する調査特別委員会の設置決議について、提案の趣旨の説明といたします。審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（木村俊広君） ただいま山田誠君より老人福祉施設等運営に関する調査特別委員会の設置決議についての説明がございました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについて採決したいと思います。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。この決議案を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（木村俊広君） 起立多数でございます。

したがって、老人福祉施設等運営に関する調査特別委員会の設置決議についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時47分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎追加日程第1 老人福祉施設等運営に関する調査特別委員会の設置決議について

○議長（木村俊広君） 追加日程第1、老人福祉施設等運営に関する調査特別委員会の設置決議についてを議題とします。

本案について山田議員ほか6名からお手元に配付した老人福祉施設等運営に関する調査特別委員会の設置決議についてが提出されております。

本案について、先ほど山田誠議員より趣旨説明もございました。したがって、これから質疑を行いたいと思います。質疑ございませんか。

○13番（松田兼宗君） 全協でも指摘したのですが、まずこの老人福祉施設等と。この老人福祉施設とは具体的に何なのか。

それと、この議決の日から議会において調査終了を議決するまでというふうになっていきますけれども、調査終了のめどというのは、どういう状態になったら調査終了するというふうに考えているのでしょうか。

○5番（山田 誠君） 老人福祉施設のあれは、この議案の中身、本町議会においてということであれば、森町議会ということでございます。

それと、調査をいつの時点で終わるのかということですが、特別委員会からの調査結果が完成したときに終了ということでございます。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 全く答えになっていないのですが、ちゃんと聞いていますか。老人福祉施設って具体的に何なのかということを聞いているのです。

そして、調査終了、調査って調査が終われば終了するのは当たり前の話で、どういう状態になったら調査終了するということを決議するのですかということを聞いているのです。

○5番（山田 誠君） 質問の意味がよく分かりません。老人福祉施設は、どういうことかということは……

○13番（松田兼宗君） 何なのかと私は聞いているのです。どこなのですかと聞いているのです。

○5番（山田 誠君） どこなのですかって、早く言ってくださいよ。これは、当然趣旨的にはシャリテさわらとさくらの園の部分でございます。

それから、調査については、その委員会において設置決議が出された後に継続して審査、調査を行うわけですが、その結果が結末が出た場合について調査終了ということでございます。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 全然理解できないのだけれども、まずさくらの園に関しては町有ですから、町有施設ですから対象になりますけれども、シャリテさわらに関しては全く独

立して社会福祉法人ですよ。議会の権限が及ばない施設です。それに対して2つを入れるということはおかしいと思うのですが、いかがですか。

それと、調査終了、統合の話をしているわけです。具体的な統合の話がどうなったかという結論を出すまでということの意味を言っているのではないの。違うのですか。完全に統合する形態が決まるまでのことを言っているのではないかなと思うのだけれども、どうもその今の答えだとそういうわけでもないみたいで、全く理解できないのだけれども。

○5番（山田 誠君） 統合の件については、以前から出ている部分でございまして、シャリテさわらとさくらの園との関わり合いをずっと調査して、当然さくらの園とシャリテさわらとそういう部分が出てくる、そういう調査を検討をするというふうになっている。その目的が設置目的でございまして、今松田議員が言っているようなそういうことではございませんので、どういう方向になるかは、それは結果論の話であって、よく内容的に調査、研究をさせて検討していきたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論はありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

追加日程第1、老人福祉施設等運営に関する調査特別委員会の設置決議については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま議題になっております追加日程第1、老人福祉等運営に関する調査特別委員会の設置決議については、老人福祉施設等運営について、諸事項を調査、検討するための総合的な取組でありますので、議長を除く12名を委員会条例第6条第4項の規定により議長から指名し、その12名の委員で構成する老人福祉施設等運営に関する調査特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1、老人福祉施設等運営に関する調査特別委員会の設置決議については、議長を除く12名の委員で構成する老人福祉施設等運営に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

委員長、副委員長の選任を願います。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 53 分

再開 午前 11 時 53 分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

委員長、副委員長が選任されましたので、報告します。

委員長に伊藤昇君、副委員長に東隆一君、高橋邦雄君、斉藤優香君、山田誠君が選任されました。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 54 分

再開 午前 11 時 54 分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎休会の宣告

○議長（木村俊広君） これをもちまして令和 7 年第 1 回森町議会 6 月第 2 回会議に付議されました議件の審議は全て終了しました。

よって、令和 7 年第 1 回森町議会 6 月第 2 回会議を終了いたします。

お疲れさまでした。

休会 午前 11 時 54 分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和7年6月19日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員